

新たに高齢者・障害者向け住宅整備補助事業がスタートしました。

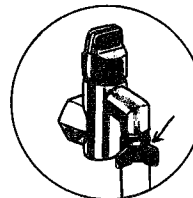
現在、住んでいる住宅を高齢者や障害者の身体状況に適したものに改造（増改築を含む）を行う際に要した経費の一部を補助する事業が開始されました。主な内容は次のとおりです。

- （対象者）
- 次のいずれかに該当する者であって、いずれも対象者の属する世帯員の前年の収入合計が六〇万円未満の者。
 - ①概ね六十五歳以上の介護を要する高齢者
 - ②身体障害者手帳一・二級の交付を受けているもの
 - ③療育手帳Aの交付を受けている者
- （対象経費）
- この事業の対象となる経費は、対象者又はその親族が所有し、かつ対象者が居住する住宅について、次に該当する改造等の工事に要する経費です。

- ①居室及び廊下等の改造
- ②トイレの改造
- ③浴室の改造
- ④玄関の改造

ガスストーブを使用する前に

寒さが増してきました。そろそろガスストーブをご使用になれる時期かと思えます。かたづけであったガスストーブをガス栓に接続する時は、次の事にご注意してください。



右の図のように、ゴム管を根本までさし込み、安全バンドでとめてください。

尚、ゴム管の「ひび割れ」したものや「かたく」なったものは、お取り替えしていただくようお願いいたします。

ガス水道課

税務署からのお知らせ

関東信越税理士会新津支部では、次の日程で、所得税・贈与税等、国税に関する相談を無料で行いますので、お気軽に最寄りの税理士事務所におこしく

⑤ 段差解消機及び階段昇降機の設置

⑥ ホームエレベーターの設置

（補助基準額及び補助率）

補助基準額は、一〇〇万円での世帯区分に応じた補助率となります。

- ① 生活保護世帯 10/10
 - ② 所得税非課税世帯 3/4
 - ③ その他の世帯 1/2
- ※ 詳しい問い合わせ又は、申請手続きは保健福祉課福祉係までお願いします。なお、この事業は、平成八年四月一日に遡って適用されます。

秋季火災予防運動 平成8年11月9日より11月15日まで

平成八年一月から九月までにおける白根地区消防管内で発生した火災件数は十六件、死者三名、負傷者三名、損害額で六千五百万円となっております。これから冬に向かって、暖房器具等火気を多く使用する季節となりますので以下の事に注意をされ火災を未然に防止しましょう。

- 一、寝たばこやたばこの投げすてをしない。
- 一、天ぷら等油を使用する場

ださい。

日時 11月11日(月) 午前9時～午後4時

場所 関東信越税理士会新津支部会員の事務所

詳しいことは税務課にお問い合わせください。

年末調整説明会を次の日程で開催いたします。

日時 11月19日(火) 午前10時～午後1時30分

会場 新津市市民会館 第一会議室

※ 特別減税事務の説明も同時に実施いたします。

※ 個人営業（青色申告）者の方は後日、説明会を実施いたします。

11月分のガス料金 算定のお知らせ

10月号広報と一緒にご一緒にガス料金改定のお知らせをいたしました。新料金制度が10月20日より実施となります。

この実施に伴い11月分のガス使用料金を、旧料金制度分と新料金制度分に日割計算で算定し

合は、その場をはなれない。一、風の強いときは、たき火をしない。

一、子供には、マッチやライターで遊ばせない。

一、電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。

一、ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

平成八年度全国統一標語 「便利さに慣れて忘れる 火のこわさ」

「お年寄りの介護者のつらい」のお知らせ

〈対象〉寝たきりや痴呆性老人のご家族

〈日時〉11月22日(金) 午後2時～3時30分

〈会場〉デイサービスセンター

〈内容〉〇介護体験談「痴呆のお年寄りを介護して思うこと」

〇座談会（体験談を聞いて日頃の悩みを語り合います）

※お問い合わせは保健福祉課・保健婦まで（☎38-3111 内線31・32）

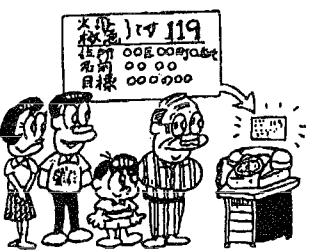
11月9日は「119番の日」です

自治体消防発足40周年を機に消防行政全般に対する国民の理解を深め、防火防災意識の高揚を図るための日としてダイヤルナンバーにちなみ「119番の日」を設定したものです。

ダイヤルするときは、次の要領で通報をお願いします。

- ◎ 火事なのか救急なのかハッキリと！
- ◎ 火災（事故）発生場所
- ◎ 目印となる大きな目録物
- ◎ あなたの名前と電話番号
- ◎ 現在の状態

以上のことをお知らせください。



健康相談 母子手帳発行日のお知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

日時 11月11日(月)・18日(月)・25日(月)

午前9時～11時30分

午後1時～4時30分

会場 役場保健センター

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。（印鑑を持参してください。）

補聴器 巡回相談

専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。

〈実施者〉

▼新潟リオン

- ・時間 午後1時～1時30分まで
- ・相談日 11月11日(月)・18日(月) 25日(月)

▼キコエ補聴器

- ・時間 午後3時30分～4時まで
- ・相談日 11月6日(木)・20日(水)

〈会場〉

いずれも、役場保健センターロビー

心配ごと相談

場所 老人福祉センター

時間 午後1時～3時30分

11月の相談日

- 5日(火) 吉田 吉平・佐藤二三雄
- 12日(火) 斎藤 一策・荒木 幸平
- 19日(火) 成田 ノリ・五十嵐 節
- 26日(火) 木村敬三郎・本望 清策

※相談は無料、秘密厳守。

無料 法律相談

相談日 11月27日(水) 午前9時30分～12時まで

会場 役場 保健指導室（二階）

相談員 占川 兵衛 弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話（38-3111番内線37番）でお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

国、地方公共団体が行なう行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。

相談日 11月12日(火) 午前9時～11時まで

会場 役場 保健指導室（二階）

相談員 伊藤 正人 行政相談員

社会福祉協議会からのお知らせ

社協では、健康状態及び経済的理由で通院が困難な方の通院介助事業を行います。

（実施方法） 社協に登録した運転ボランティアが、社協公用車で医療機関へ送迎します。

但し

- ① 公用車と運転ボランティアの確保が可能な時
- ② 町外の医療機関
- ③ 送迎回数は、2週間に1回を原則とします。詳しくは社協事務局へお問い合わせください。

（対象者）

- ① 65才以上の虚弱単身老人
- ② 65才以上の高齢者世帯
- ③ 心身障害者及び痴呆性老人

いずれも近所に車の運転のできる親族がいない者

（利用の要件）

- ① 生活困窮者に限る
- ② 他の交通手段による通院が著しく困難である
- ③ 普通乗用車に乗車可能である

（利用料） 無料

（申込み・問い合わせ） 社会福祉協議会（デイサービスセンター内） ☎ 38-5880